

千葉県幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、条例第2条各号に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定、認定の変更、辞退・休止に当たり、必要な事項を定める。

第2章 認定の要件

(認定を受ける者)

第2条 認定こども園の認定を受ける幼稚園又は保育所等の設置者（以下「設置者」という。）は、法人であって、法第3条第5項各号（当該設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、第4号に限る。）に掲げる基準を満たすものとする。

2 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の法人である場合は、別表1の規定を満たすものとする。

(定員)

第3条 認定こども園の利用定員は、20人以上とする。

2 利用定員の設定及び変更は、法第3条第8項ただし書きの規定を踏まえ、当面の間、以下の各号に規定するとおりとする。

(1) 幼稚園型認定こども園における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号及び第2号に掲げる児童に係る定員の合計数の設定は、当該幼稚園の認可に係る利用定員を上限とする。ただし、移行にあたり著しい支障があると市長が認めた場合は、市が定める同法第61条第1項に規定する市町村事業計画を踏まえて市長が認めた数を上限とする。

(2) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における同法第19条第1項第1号（以下「1号認定児童」という。）の定員の設定は、若干名とする。

(3) 1号認定児童に係る定員は、認定時より原則として増加させないこととする。ただし、1号認定児童に係る定員を認定時以降に一度減少させた場合においては、認定時の定員までであれば再度増加を認めることとする。

(立地条件)

第4条 認定こども園の立地は、以下の各号に該当する場所とする。ただし、既存の幼稚園又は保育所が当該所在地において認定を受ける場合はこの限りでない。

- (1) 認定こども園の設置について、総じて周辺住民の同意を得られていること。
- (2) 都市計画法令や建築基準法令などの関係法令を遵守していること。
- (3) 認定こども園の所在地から市の指定する範囲内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在しないこと。ただし、当該施設の所有者から認定こども園設置の同意を得るなど、環境の改善が見込まれる場合はこの限りでない。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）により、一定の業種が許容されている地域など、児童の育成に不適切な環境でないこと。
- (5) その他、児童の教育上適切で、通園の際安全な環境であること。

(施設の構造、設備等)

第5条 認定こども園の構造、設備等は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令及び別表2の定めるところに従うものとする。

(機能充実又は多機能化のための設備・空間)

第6条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り、地域子育て支援及び一時預かり等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

(移行特例の原則)

第7条 既存施設から認定こども園へ移行する場合における特例や経過措置の適用を受ける施設は、認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合するよう努めるものとする。

(学級編制)

第8条 学級は、以下の各号に掲げる場合を除き、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するよう努めることとする。

- (1) 満3歳以上の園児数が少なく、年齢別に編制することが教育・保育又は運営の観点から著しく支障がある場合
- (2) その他園児の教育・保育上真に必要と認められる場合

2 前項の規定に関わらず、学年の途中で満3歳に達した園児については、当該園児や他の学級の状況等を踏まえ、以下の各号のように、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

- (1) 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る。
- (2) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る。
- (3) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける。

(職員)

第9条 認定こども園に配置すべき職員の数は、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育・保育従事者」という。）の数の算定方法については、以下の算式により算出すること。

$$\text{必要配置数} = (\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/5) + (3 \cdot \text{満3歳児数} \times 1/20) + (4 \text{歳以上児数} \times 1/30)$$

※年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

(2) 条例に基づき必要とされる教育・保育従事者の数（以下「定数従事者」という。）には、常勤の教育・保育従事者（各園の就業規則で定められている月の常勤職員の勤務時間数以上勤務する就労契約を結ぶ者。以下同じ。）を充てること。ただし、次のいずれにも該当する場合で特に市長が認めた場合に必要配置数に常勤の教育・保育従事者以外の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「非常勤従事者」という。）を充てても差し支えないものとする。

ア 常勤の教育・保育従事者が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に1人以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

イ 常勤の教育・保育従事者に代えて非常勤従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の教育・保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(3) 園の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る非常勤従事者を必要配置数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

$$\text{常勤換算数} = \text{園の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る非常勤従事者の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{園の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} \text{（小数点以下切り捨て）}$$

(4) 保育を必要とする子どもの定員90人以下の認定こども園については、定数従事者の他に1人教育・保育従事者を置くこと。

(5) 保育標準時間認定を受ける児童が在籍する場合、定数従事者の他に1人の教育・保育従事者を置くこと。

(6) 原則として、主幹教諭又は主任保育士等を専任化するための代替教育・保育従事者を2人以上（うち1人は非常勤従事者で可）配置すること。

(7) 定数従事者の他に1人の非常勤従事者を置くこと。

(8) 調理員は、保育を必要とする子どもに係る定員が40人以下の認定こども園にあつては1人以上、41人以上150人以下の認定こども園にあつては2人以上、151人以上の認定こども園にあつては3人以上を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する認定こども園及び条例第20条第1項により読み替えて準用する千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号。以下「児童福祉施設条例」という。）第45条の規定により、全ての食事を外部

搬入により提供する認定こども園は除く。

(9) 園医、園歯科医、園薬剤師は嘱託でも可とし、幼稚園型、保育所型においてはそれぞれの認可基準に従うものとする。また、地方裁量型については、園医、園歯科医を必置とする。

2 条例第4条第3項の規定により、保育士の資格のみを有し学級担任となることができる者は、幼稚園の普通免許状を取得するための具体的な計画を立て、取り組んでいる者とする。

3 条例第4条第4項の規定により、幼稚園の普通免許状のみを有し満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者となることができる者は、保育士の資格を取得するための具体的な計画を立て、取り組んでいる者とする。

4 条例附則第4項及び第7項に規定する「市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」（以下、「要件緩和対象者」という。第5項において同じ。）とは、家庭的保育者研修の基礎研修を修了した者又は子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（地域保育コースに限る。）（以下「子育て支援員研修等」という。）を修了した者とする。ただし、認可・認定保育施設（保育所、認定こども園・地域型保育事業）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）で1,440時間以上の業務経験を有する者については、前記に関わらず要件緩和対象者となることが可能であり、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了することを条件として配置することができる。

5 条例附則第5項及び第6項の規定により配置する職員は、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了するものとする。また、小学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなして配置するときは、専門性を十分に発揮するため、5歳児を中心に保育するよう努めるものとする。

（園長）

第10条 幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園にあつては、認定こども園の園長と幼稚園又は保育所の園長は原則として同一の者であること。ただし、認定こども園の運営にあたって必要であると市長が認めた場合はこの限りでない。

2 地方裁量型認定こども園の園長は、保育所の園長と同等の資質及び能力を有するものとする。

3 園長は、認定こども園の安定した運営を図るため、原則として開園から3年間は当該認定こども園の園長を務めることとする。

4 前項の目的を達するため、市内に所在する他の特定教育・保育施設の園長若しくは施設長又は特定地域型保育事業の管理者で、就任から一定期間を経過していない者は、原則として、園長とはしないこととする。

（保健衛生及び給食）

第11条 認定こども園において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施する

ものとする。

- 2 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱に定めるところによる。
- 3 条例第20条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第45条第1項の規定により外部搬入（以下「外部搬入」という。）を行う場合は、千葉市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（以下、「施行細則」という。）第3条、千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱及び千葉市保育所における給食提供（外部搬入）のための指針に定めるところによる。
- 4 前2項の規定に関わらず、幼稚園型認定こども園が調理業務の全部又は一部を委託する場合又は外部搬入を行う場合は、市長が別に定めるところにより行うことができる。

（開所時間及び休日）

第12条 認定こども園の開所時間は、原則として1日11時間（幼稚園型認定こども園は1日8時間）以上とし、市長と協議の上決定する。

- 2 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）とする。ただし、休日保育を実施する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定に関わらず、幼稚園型認定こども園にあっては、保育の利用が想定されない場合など、保護者の就労状況等を踏まえ、8月11日から16日の間の一定の日数及び土曜日を休日とすることができる。
- 4 第2項の規定に関わらず、1号認定児童については、土曜日や長期休業日その他休日を設けることができる。

（認定こども園の設置に必要な土地及び建物の確保）

第13条 認定こども園の設置者は、認定こども園の設置及び運営を行うために直接必要なすべての土地・建物いずれについても所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次条各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することを認めるものとする。

（不動産の貸与を受けるための要件）

第14条 認定こども園の設置者が認定こども園の用に供する土地又は建物について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

- (1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該登記を行わないことができる。

ア 新設の社会福祉法人以外の者が建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業者から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 前項の規定にかかわらず、既存の幼稚園が認定こども園に移行する場合には、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年3月28日付通知18文科高第756号）に従うものとする。

(子育て支援事業)

第15条 条例第10条に規定する子育て支援事業については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）第2条第1項各号に掲げる事業から選択し実施することとし、同項第2号に掲げる事業は原則として実施することとする。

2 認定こども園は、地域子育て支援拠点事業を併せて実施する場合、子育て支援事業の実施等のために主幹教諭等が専任化されていることを踏まえ、当該事業の取組みを充実させること。

(食事の提供)

第16条 認定こども園における園児に対する食事の提供については、条例第20条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条の規定のとおりであるが、1号認定児童に対する食事の提供は任意とすること。

2 以下の各号に掲げる場合においては、保育が必要な園児についても、事前に保護者に説明し了解を得た上で、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができる。ただし、第2号及び第3号の場合においては概ね1か月に1日程度とするとともに、弁当の持参が困難と認められる園児について配慮すること。

(1) 保護者が希望する場合

(2) 遠足等の行事に参加する場合

(3) 教育・保育の観点から、弁当持参の日を設定する場合

(幼稚園型一時預かり事業)

第17条 認定こども園は、原則として児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業を実施することとする。

(送迎バス)

第18条 園児送迎用のバスを使用する場合は、原則として満2歳以上の園児を対象とすることとし、市長が別に定める基準に従い運行すること。

第3章 設置認可及び変更の手続き

(認定申請)

第19条 認定申請者は、施行細則第3条第1項に規定する「認定こども園認定（設置認可）申請書」に加え、別表3に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(認定等)

第20条 市長は、前条の認定申請書について審査を行い、認定した場合は「認定こども園認定通知書（様式第1号）により、認定しない場合は「認定こども園不認定通知書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

2 地方裁量型認定こども園は、地域の教育・保育の需要等から真に必要と認められる場合のみ、認定することとする。

(変更の手続き)

第21条 認定を受けた認定こども園の名称等を変更しようとする者は、事前に、施行細則第3条第3項に規定する「認定こども園名称等変更届出書」に加え、別表4に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じ実地確認等を行うものとする。

(意見聴取)

第22条 市長は、法第3条第1項又は第3項の認定をしようとするときは、千葉県社会福祉審議会条例第9条第4項の規定に基づき、あらかじめ、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会の意見を聴かなければならない。

第4章 認定の辞退及び休止

(辞退又は休止に関する協議)

第23条 認定こども園の認定を辞退、又は休止しようとする設置者（以下「辞退等協議者」という。）は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(辞退又は休止の要件)

第24条 市長は、前条に定めるところにより認定こども園の認定の辞退の協議があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて確認を行うものとする。

(1) 辞退の理由がやむを得ないものであり、辞退の時期が辞退の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、辞退しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入園を要する児童の数から、施設の辞退の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 園児に係る処置が適切であり、園児の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 辞退しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、辞退を行う者が社会福祉法

人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。

- (4) 辞退しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 辞退について法人の理事会の議決その他法人の定款又は寄附行為に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人又は学校法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。）及び定款若しくは寄附行為の変更又は法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること（社会福祉法人又は学校法人以外の者であつて、辞退に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。）。
- (7) その他当該認定こども園の辞退を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、認定こども園の休止の協議があつたときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて確認を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 園児に係る処置が適切であり、園児の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について法人の理事会の議決その他定款又は寄附行為に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人及び学校法人以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。）。
- (4) その他当該認定こども園の休止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

（辞退又は休止の手続き）

第25条 辞退等協議者は、第23条に規定する協議において、辞退又は休止が決定した際には、「認定こども園認定辞退（休止）届出書」（様式第3号）に加え、別表5に掲げる書類を市長に提出するものとする。

第5章 認定の取消し等

（認定の取消し等）

第26条 市長は、認定こども園が法第7条第1項各号に掲げる状態にある又はその恐れがあると判断したときは、当該認定こども園の適正な運営を確保するため、当該認定こども園に対し、法第30条第3項の規定に基づき必要な報告を求めることとする。

- 2 市長は、前項の報告の有無及びその内容を踏まえ、必要に応じ認定を取り消すこととする。
- 3 市長は、前項の規定により認定こども園の認定の取消しをしたときは、「認定こども園認定取消通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

第6章 雑則

（補則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、認定こども園の認定に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 社会福祉法人又は学校法人以外の者による認定こども園設置に係る設置主体適合条件（第2条第2項関係）

- 2 法第3条第5項第2号に掲げる基準を満たすため、経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が次の各号に該当すること。
- (1) 本市の保育事業の一翼を担う認定こども園であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (2) 関係法令やこの要綱、募集要項の規定などを遵守するとともに、教育・保育の適切な実施のために行う本市の指導に従うこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。
- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限または規制に違反している者。
- カ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者。
- キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- ク 千葉市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（保育所等以外の社会福祉事業を含む。）。

別表2 施設の基準（第5条関係）

1 施設整備に当たって準拠すべき基準

室名等	基準
敷地	<p>1 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>（1）園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>（2）園児の移動時の安全が確保されていること。</p> <p>2 前項各号の条件については、それぞれの建物等が、通常の移動手段で10分以内の距離の範囲内に立地していることとする。ただし、保育所型認定こども園における分園については、当該分園の設置基準による。</p>
保育室及び遊戯室	<p>1 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）。</p> <p>2 条例第7条第2項及び第3項に規定する面積は、乳幼児が活動することが可能であり、内法面積から固定式又は大型の家具が占める面積を控除した面積とする。ただし、児童が直接出し入れを行う小型のおもちゃ入れや本棚、床から概ね180cm以上にある吊戸棚に対応する面積は控除しない。</p>
調理室	<p>安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。</p>
便所	<p>乳児室、保育室等の配置状況等を考慮し、十分な設備を有することとし、使用が想定される児童概ね10人に対して1以上設置することが望ましい。</p>
保健室	<p>隔壁等で区画された専用の保健室を設けることが望ましい。やむを得ず、隔壁等で区画された事務室内に保健コーナーを設ける場合は、児童が静養できるよう、当該コーナーを仕切ることが可能なカーテン等を設けること。</p>
園庭	<p>土壌に問題のない土地であること。また、砂遊び及び水遊びができる環境であることが望ましいこと。</p>
屋外遊戯場の	<p>1 屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次に掲げる基準を満た</p>

<p>代替場所 （保育所型、及び地方裁量型において、条例第7条第5項を満たす場合）</p>	<p>す公園、広場、寺社境内等（以下「公園等」という。）であること。</p> <p>（1）屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。</p> <p>（2）認定こども園からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度（幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離）であり、移動の安全が確保されていること（認定こども園と隣接した場所にあることを要しない。）。</p> <p>（3）公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、安定的かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。</p> <p>（4）便所及び手洗い場（以下「便所等」という。）が設置されていること。ただし、当該公園が認定こども園の便所等を使用できる距離にある場合又は、当該公園の近隣の建物等にある便所等を使用できる場合は、この限りでない。</p> <p>2 公園等を使用するにあたっては、次に掲げる事項について配慮すること</p> <p>（1）一般市民の使用を妨げないようにすること。</p> <p>（2）地域住民との良好な関係の構築に努めること。</p> <p>（3）同じ公園等を複数の保育所等が使用している場合等は、相互に使用日時の調整を行うこと。</p>
<p>駐車場</p>	<p>車、自動二輪車又は自転車による送迎を許可する場合は、近隣住民や児童生徒の通学等の支障とならないよう、十分なスペースの駐車場及び進入路（以下「駐車場等」と言う。）を必要に応じて敷地内外に確保するものとし、駐車場等を確保できない場合は、当該駐車場等に該当する車による送迎を許可しないなど、必要な対応を行うものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>1 建築基準法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校教育法又は児童福祉法など認可に係る関係法令、都市計画法、消防法等を遵守し、特に、採光、換気、避難用設備等の園児の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。</p> <p>2 原則として、耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は、耐震補強工事が実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）ただし、幼稚園型であって、耐震補強工事が未実施の場合には、耐震診断及び耐震補強工事の実施に向けた具体的な計画があり、耐震性を有すると認められる又は耐震補強工事が実施される見込みがある場合にはこの限りでない。</p>

	<p>3 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。</p> <p>4 室内空気中の化学物質のうち市長の指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であること。</p> <p>5 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。また、建築確認申請を要さない場合でも、建築基準法における基準を満たすこと。</p> <p>ただし、既存施設を活用する場合は、検査済証について、指定確認検査機関が実施する建築基準法適合状況調査の結果など、実質的に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類（以下「調査結果」という。）に代えることができる。</p> <p>6 既存建物を活用するときは、必要に応じて、建築基準法第87条に基づく用途変更の手続きを行い、建築確認済証の交付を受けること。</p>
--	---

※ 幼稚園又は保育所から移行する場合は、一部の項目について審査を省略することができる。

2 設置が望ましい施設

洗濯室、教育・保育従事者休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、手洗い場

3号認定児童の定員を設ける場合には調乳室、沐浴室

※ 幼稚園型認定こども園の場合は、上記に加え、図書室、会議室、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児洗浄用設備を設置することが望ましい。

3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

(1) 避難設備等

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、条例第20条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第44条第7号に規定する基準を遵守するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付通知雇児発0905第5号。「取扱い通知」という。以下同じ。）における基準に準拠すること。ただし、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は、条例第6条第4項の規定によるものとする。

(2) 屋上における園庭の設置

保育所型認定こども園において、屋上を屋外遊技場として利用する場合は、取扱い通知第二の5の基準を満たすこと。

別表3 認定に関する書類（第19条関係）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面
- 2 園則及び運営規定
- 3 設置者が法人の場合、法人登記事項証明書
- 4 施設経営の責任者及び福祉の実務にあたる職員の名簿
- 5 設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合、運営委員会設置要綱及び運営委員会等委員一覧表
- 6 有資格者の資格証明書類の写し
- 7 教育・保育に従事する者の資格取得に向けた計画に関する調書
- 8 指導計画
- 9 子育て支援事業の概要
- 10 資産の状況（土地及び建物の権利関係）が分かる書類
- 11 定款、寄附行為、規約その他基本約款
- 12 建築確認済証、検査済証又は調査結果及び消防用設備等検査済証の写し
- 13 建物内外主要部分の写真
- 14 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書、耐震補強工事実施済みであることを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
- 15 幼稚園が認定こども園へ移行する場合であって、耐震診断又は耐震補強工事が未実施の場合には、耐震診断等の実施に係る計画書
- 16 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物及び、幼稚園又は保育所から移行する場合を除く。）
- 17 室内空気中の化学物質のうち市長の指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（既存施設から整備を行わず移行する施設を除く。）
- 18 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（既存施設から移行する施設を除く。）
- 19 保育所型、地方裁量型認定こども園で、専用の屋外遊戯場を設置しない場合、屋外活動に関する計画書
- 20 設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合、経営者が社会的信望を有することを証する書類
- 21 欠格事由に該当しないことの誓約書
- 22 その他必要な書類（調理業務委託契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表4 名称等の変更に関する書類（第21条関係）

- 1 認定こども園の名称の変更の場合においては、認定こども園の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 認定こども園の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 変更後の定款、寄付行為の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに園庭を変更する場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
 - (3) 土地の実測図（園庭等の変更の場合のみ）
 - (4) 建築確認通知書及び検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）
 - (6) 屋外活動に関する計画書（専用の屋外遊戯場を設置しない場合で、屋外遊戯場に代わる場所を変更する場合）
 - (7) 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みであることを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
（建物の規模構造の変更の場合）
 - (8) 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
 - (9) 室内空気中の化学物質のうち市長の指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (10) 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（位置の変更を伴う場合で、原則として園庭。新たに専用の園庭を設置する場合を含む。）
- 5 定員を変更する場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 認定こども園の定員を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の図面、部屋別面積表
- 6 設置者の代表者を変更する場合においては、次に掲げる書類

- (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 7 園長を変更する場合には、次に掲げる書類
- (1) 園長を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 園長の履歴書
- 8 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表5 辞退又は休止に関する書類（第25条関係）

- 1 辞退は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分の具体的方法を記載した書類（休止の場合を除く）
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

様式第1号

第 年 月 日
号

認定こども園認定通知書

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長



年 月 日付けで申請のあった下記の認定こども園の設置については、認定する。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 施設の所在地
- 4 認定年月日 年 月 日

第 年 月 日 号

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長



認定こども園不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の認定こども園の設置については、下記のとおり認定しないので通知する。

記

- 1 施設の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 施設の種類
- 3 認定しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

認定こども園認定辞退（休止）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

法人名
申請者 所在地
代表者職氏名



年 月 日付け 第 号により認定を受けた施設について、認定の辞退（休止）をしたいので、次のとおり届出ます。

施設名	
辞退の期日 （休止の予定期間）	
辞退（休止）の理由	
園児の措置	
財産処分の方法（辞退する場合）	

第 年 月 日
号

(所在地)
(法人名)
(代表者名) 様

千葉市長



認定こども園認定取消通知書

下記の施設について、下記のとおり認定を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 施設の種類

3 認定を取り消す日

年 月 日

4 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。